

県民参加の森づくり（市町村民の森）実施要領

第1 目的

この要領は、県民参加の森づくり補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に規定するもののほか、県民参加の森づくり（市町村民の森）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 対象事業

補助金の交付の対象となる事業は、次のとおりとする。

- （１）市町村民参加型の森林整備事業
- （２）前号及び市町村民の森創造事業で植栽した森林の保育事業
- （３）市町村民参加型の森林公園の整備事業
- （４）その他市町村民の森の整備に必要な事業

2 上記各号に規定する補助金の交付の対象となる事業の具体的な内容は、別表１に掲げる内容に該当するものをいう。

第3 事業実施場所

本事業を実施する市町村が所轄する森林、市町村が管理する造成地とする。

第4 事業実施期間

本事業は県からの補助金交付決定後着手するものとし、交付の決定に係る年度の３月３１日までに検査を受けるものとする。ただし、その日が和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第３９号）第１条に定める県の休日（以下「休日」という。）にあたる場合は、その日までにおいて最も近い休日でない日とする。）

第5 対象経費及び補助率

補助金交付の対象経費及び補助率は、別表２のとおりとする。

第6 補助限度額

補助事業における補助限度額は、１市町村あたり交付額の合計は５００万円以内とする。ただし、第２第１項第３号のうち森林整備を含まない事業にあっては、２５０万円以内とする。

第7 軽微な変更

交付要綱第７第１項第１号に規定する軽微な変更とは次のとおりとする。

- （１）補助金額の３０パーセント未満の減
- （２）補助対象経費（費目）の３０パーセント未満又は５万円未満の配分変更
- （３）森林整備（ハード整備）等に係る事業実施面積の変更（施行面積の５０パーセント未満の増減）

第 8 提出書類

交付要綱に規定する提出書類及び添付書類等は、それぞれ以下のとおりとし、提出部数は各 1 部とする。

(1) 補助金等交付申請書（規則別記第 1 号様式）

- ア 事業計画書（別記第 1 号様式）
- イ 収支予算書（別記第 2 号様式）
- ウ 収支予算書に記載された金額の根拠となる見積書等
- エ その他必要と認める参考資料

(2) 変更交付申請書

- ア 補助金変更交付申請書（別記第 3 号様式）
- イ 変更事業計画書（別記第 1 号様式）
- ウ 変更収支予算書（別記第 2 号様式）
- エ その他必要と認める参考資料

(3) 補助事業等実績報告書（規則別記第 2 号様式）

- ア 事業実績書（別記第 1 号様式）
- イ 収支精算書（別記第 2 号様式）
- ウ その他必要と認める参考資料

第 9 提出書類の提出期限

交付要綱に規定する提出書類等の提出期限は、それぞれ以下のとおりとする。

(1) 補助金等交付申請書

4 月 1 日から 1 2 月 2 8 日までの間

(2) 補助事業等実績報告書

当該補助事業の完了した日から 3 0 日を経過した日又は 3 月 2 0 日のいずれか早い日

第 1 0 事業の検査

知事は、規則第 1 3 条の規定に基づく補助事業等実績報告書の提出があったときは、速やかに事業の検査を行うものとする。

2 事業の検査は、事業実施場所を管轄する農林水産振興部長が別に定める検査員が行うものとする。

第 1 1 写真等の広報活動への利用

提出された書類等に添付された写真、図表等を、県は本事業の広報活動に利用することができるものとする。

第 1 2 看板の設置

事業完了までに市町村民の森の区画内又はその周辺に、市町村民の森の名称を示した看

板を設置すること。その看板には市町村民の森の名称のほか、次の事項を必ず明示すること。

- (１) 実施日
- (２) 区画の面積
- (３) 紀の国森づくり基金活用事業により整備したことを示す一文

第１３ 事業の周知

事業実施主体は、事業の実施に当たって、パンフレット、木工品等やイベント会場内等に、紀の国森づくり基金を活用した事業である旨を表示すること。また、事前に報道機関等に情報提供を行ったり、ホームページを活用したりするなど、事業の周知に努めること。

附則

この要領は、令和７年４月１日から施行し、令和７年度の事業から適用する。

別表 1（第 2 関係）

事業種別	対象地	補助対象事業	備 考
（１）市町村 村民参加型 の森林整備	・ 5 条森林 ・ 5 条森林に編入可 能な場所	・ 森林整備 ・ 作業歩道 ・ 木製看板 ・ 上記に係る植樹 イベント等	・ 森林整備の実施は必須とする。 ・ 原則、市町村村民参加型による整備に限る。ただし、一体的に整備する必要がある、市町村村民による整備が困難な場所における委託整備を含む。
（２）市町村 村民の森の 保育	上記事業で整備した 場所もしくは市町村 民の森創造事業施行 地（※３）	・ 保育 ・ 補植 ・ その他森林の生 育に必要な行為	・ 委託整備による実施も可とする。 ・ 市町村村民参加型で実施する場合は、保育等に関するイベントを含む。
（３）森林 公園等の整 備	・ 森林公園及びこれ に類する場所（※４）	・ 森林整備 ・ 歩道等 ・ 木製看板・案内 板 ・ 木製のプランタ ーカバー・ベンチ 等、 ・ 木製遊具等 ・ 上記に係るイベ ント	・ 委託整備による実施も可とするが、それに関連する市町村村民参加型の体験学習等の実施を必須とする。 ・ 木製遊具については、設置もしくは資材制作等に市町村村民が参加するものに限る。

（※１）事業種別共通事項

対象地：市町村有林、財産区有林、もしくは整備後 10 年間市町村が管理することが確認できる森林とする。

（※２）補助対象事業中の「森林整備」とは、森林内において間伐・下刈り・枝打ち等を面的に行うものとし、作業歩道及び歩道等沿いのみの作業は、森林整備と見なさない。

（※３）平成 23 年に実施した第 62 回全国植樹祭において県内市町村毎に設置した地域植樹会場

（※４）以下のいずれかに該当し、一般に公開されている場所とする。

- ① 県、市町村が森林公園として位置づけ管理する公園等
- ② 自然とのふれあい等を目的として公的機関が管理している公園等であって、森林面積が 0.3ha を越える場所（周辺森林と一体となっている場合は、その面積を含む）
- ③ 自然とのふれあい等を目的として、公的機関が認定している遊歩道等を含む森林であって、周辺の 5 条森林と一体となっている場所

別表 2 市町村民の森（第 5 関係）

補助対象経費 (費目)		摘 要	備 考	補助率
委託料		1 植樹等の指導に要する経費 2 植樹イベントに要する追加苗木、支柱、肥料、用具等の資材購入に要する経費 3 看板制作及び設置に要する経費 4 植樹イベントの企画及び事務打合せに必要な事務用品等の購入及び保管経費等に要する諸経費 5 植樹イベント及び補植による苗木の運搬経費 6 上記以外で、この表に掲げる委託料以外の補助対象経費	1 外部講師及び指導員への謝金は、下記報償費のとおりとする。 2 受託事業体以外から外部講師及び指導員を招請する場合の旅費は、実費相当額とする。 3 資材購入経費は、実費相当額とする。 4 諸経費は、各項目の所要合算額に0.1を乗じた額を上限とする。 5 委託は事業の一部に限る。 6 森林整備に係る補助の上限経費は森林整備事業標準単価表及び治山林道必携に基づくものとする。 ※必要に応じて現場監督費及び社会保険料、消費税及び地方消費税を計上できるものとする。 7 上記以外については実費相当額とする。	10分の10以内
報償費		1 苗木の掘採り、種子採集等の外部講師及び指導員に要する経費 2 植樹等指導員に要する経費	外部講師及び指導員の謝金は、和歌山県土木工事標準積算基準書の公共工事設計労務単価に定める特殊作業員単価を上限とする。ただし、指導時間もしくは労務時間が4時間に満たない場合は0.5日単位を上限とする。	
旅費		外部講師及び指導員における勤務地又は自宅から用務地までの移動に要する経費（高速道路料金を含む。）。	実費相当額とする。	
需用費	(消耗品)	事業に直接必要となる参考資料、事務用品等の購入費	左記に区分される需用費の所要経費の合計額は補助対象経費の3パーセントに相当する額を上限とする。	
	(印刷製本)	資料印刷製本代等		
	(資機材)	原則として対象外（事業実施に不可欠と認められる場合は、最小限の額を対象とする。）		
役務費（傷害保険料）		森林整備及び植樹地整備等を実施する際の傷害保険料（一般的なレクリエーション保険の補償内容とする。）	実費相当額とする。ただし、傷害保険の補償内容は死亡・後遺障害保険金額500万円、入院保険金額6千円、通院保険金日額3千円程度とする。	
使用料及び賃借料		車両賃借料、会場使用料、資機材使用料、駐車料等	実費相当額とする。	
賃金		森林整備及び植樹地整備等に要する賃金	実費相当額とする。	
燃料費		森林整備及び植樹地整備等に要する燃料費	実費相当額とする。	
原材料費		森林整備及び植樹地整備等実施に必要な木材等の原材料購入費	1 植樹を実施する場合は、原則郷土樹種を用いるものとする。 2 苗木については、記念植樹用は1本当たり20,000円を上限とし、それ以外は、1本当たり5,000円を上限とする。 3 植樹本数は、市町村森林整備計画の植樹本数の上限までを補助対象とする。	
その他		上記以外の経費で、特に必要と認められる経費	実費相当額とする。	

(注)

1 補助対象経費

上記補助対象経費については、消費税及び地方消費税の額を含む価格とする。なお、同欄で定めているもの以外については、適切な見積書（10万円以上のものについては2者以上から徴収したうえで、最低の価格とする。）を根拠とした価格とする。

2 車両賃借料

会場への移動手段としてバス車両等の借りに要する経費（運転手賃金、燃料費、通行料金、駐車料金を含む。）をいう。市町村が保有する車両を使用できる場合は計上しないこと（ただし、運転手賃金、燃料費、通行料金、駐車料金が別途必要となる場合は当該経費を計上できる）。

3 会場使用料

森林整備及び植樹地整備等のイベント実施に際し、全体集合場所となる会場や雨天会場等を借り上げるために要する経費をいう。

4 資機材使用料

森林整備及び植樹地整備等のイベント参加者が使用するヘルメット、その他森林整備及び植樹地整備等のイベントに必要な資機材の賃借料であり、指導者や振興局の保管する資機材を無償貸与する場合は計上しないこと。